

報告第2号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月24日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

令和3年3月19日（金）午前10時10分頃、埼玉県総合リハビリテーションセンターの駐車場において、市公用車を駐車しようとしたところ、駐車している相手方車両と接触し、当該車両を損傷させたもの

3 損害賠償の額

172,447円

令和3年4月23日

北本市長 三 宮 幸 雄